

地域と地域おこし協力隊制度

(一社) 地域おこし協力隊
ネットワーク 代表理事

橋本 美奈



1. はじめに

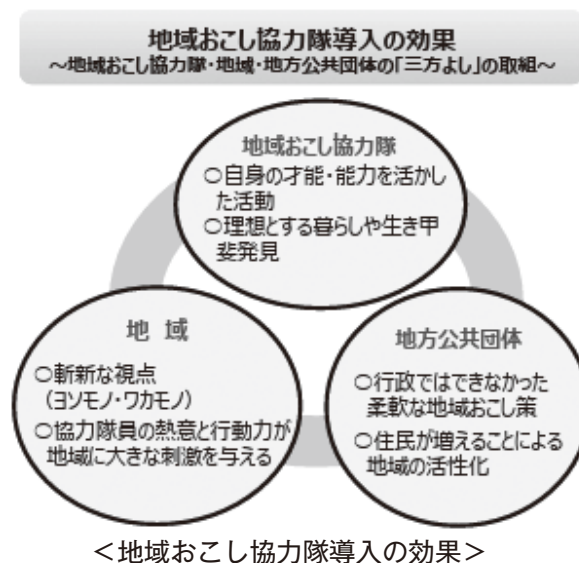
地域おこし協力隊という言葉を知っているか。という問いに「知っている、聞いたことがある」回答する方が比較的多いのではないのでしょうか。近年ではテレビや新聞、雑誌など多方面のメディアで取り上げられ、また協力隊を委嘱している自治体は毎月発行する広報誌や公式SNSなどで、協力隊員の活動内容を発信することも増えてきました。

地域おこし協力隊制度は地方への人的支援施策として総務省が2009年に開始し、89名からスタートした隊員は2023年3月には7,200名に増え、2025年に16年目を迎えます。

2. 「地域おこし協力隊」制度の概要

知っている、聞いたことがある方が多い一方「どのような制度であるか知っているか」と問われると「地方でゲストハウスを作った人?」「観光情報を発信している人?」というような疑問符が浮かびあがってくるように感じます。

総務省は地域おこし協力隊導入の効果を「地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の三方よしの取組」とそれぞれの視点から関係性をわかりやすく可視化しています。



また総務省のホームページの冒頭には地域おこし協力隊について、次のように記されています。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

(1) 住民票異動の条件

「過疎地地域等の条件不利地域」は自治体ごとによって詳細に区分され、転出先と転入先を照らし合わせ確認する必要があります。協力隊を希望する方がこの条件を満たさない場合、特別交付税措置の対象とはなりません。条件不利地域については「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表」より、およそ確認することができますが、転出先が「一部条件不利地域」であった場合は居住する自治体に直接問い合わせなければ条件を満たすかどうかは判明しません。

<特別交付税措置の適否【原則Ⅰ及び原則Ⅱ】>

転入 \ 転出	3大都市圏内 都市地域		3大都市圏外 都市地域		3大都市圏内 全部条件不利地域		3大都市圏外 一部条件不利地域		3大都市圏外 全部条件不利地域	
	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市	指定都市
3大都市圏内 都市地域	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
指定都市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
3大都市圏外 都市地域	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△
指定都市	○	○	×	○	×	△	△	×	×	△
3大都市圏内 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△
3大都市圏内 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
指定都市	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
3大都市圏外 全部条件不利地域	○	○	○	○	×	△	△	×	△	△
3大都市圏外 一部条件不利地域	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△
指定都市	○	○	▲	○	×	△	△	×	□	△

和歌山県は和歌山市が「3大都市圏外 都市地域」、和歌山市以外の自治体は「3大都市圏外 全部条件不利地域」とされています。(注1)

(2) 「地域協力活動」とは

協力隊員の活動内容を指す言葉で「自治体からの委嘱を受け」とあるように原則的に自治体がそれぞれの地域の現況、制度活動目的に合わせ地域おこし協力隊制度の優位性を活かし設定しています。

和歌山県内の協力隊員の具体的な活動は、地域の情報発信業務、空き家関連対策（空き家の掘り起こしや空き家バンク関連業務、利活用）、移住促進（移住相談や地域案内）、観光関連のプログラムの開発や現場のサポート、農林水産業、伝統産業の継承など、全国で活動する隊員と同様に多岐にわたります。

2024年度には和歌山県の7つの振興局がそれぞれ地域協力活動を設定し、和歌山県採用の地域おこし協力隊を募集・採用を開始しました。全国的に本庁採用（振興局が設置されていない道府県もある）が多いなか、振興局単位での採用は比較的先進的な動きだと感じます。

(3) 協力隊員の任期

「任期はおおむね1年から3年」とあるように協力隊員が地域おこし協力隊として業務を遂行できるのは原則的に最大3年とされています。(注2) 実施主体となる自治体で、この期間を超えて同じ活動することは可能ですが、国の特別交付税措置の対象となりません。このため任期終了後も同地域に住み続けることを選択する場合、協力隊員はその後の仕事を地域で探す必要があります。

総務省が公表している退任後の隊員のなりわい動向データでは、43.2%が起業、36.8%が就職、12.2%が就農・就林、1.1%が事業継承、その他となっており、直近5年に退任した隊員の動向は45.9%が起業、35.6%が就職と続きます。近年中に協力隊制度を活用し移住する人は地域で起業したい意向が増加傾向にあるようです。

3. 協力隊制度活用の具体的現況

(1) 隊員数と受入自治体数

総務省は協力隊の活動人数と自治体ごとにまた受入自治体数をそれぞれ集計しており、2023年度（令和5年度）に協力隊が1番多く活動した地域は北海道の1,084名、続いて長野県461名、福島県313名、熊本県302名、新潟県287名と公表されています。市区町村単位でみると北海道東川町は76名、続いて鳥取県海士町69名、潟県三条市、兵庫県豊岡市、岡山西粟倉村、熊本県高森町はそれぞれ50名以上の隊員が活動しています。協力隊制度を活用した自治体は1,164団体で、これは受入可能自治体の1,461団体の約80%にのぼり、どちらも制度が開始されてから増加しています。

和歌山県は県全体で72名の隊員が活動し、受入時自治体は23団体、受入可能自治体の約74%が活用しています。2024年度以降は、これまで活用のなかった自治体でも募集・採用が開始されており県内の制度活用も増加傾向にあります。

(2) 協力隊員の定住率

協力隊制度は「定住・定着を図る取組」とも示されており、総務省は定住率も自治体ごとに集計しています。これまでに全国で11,123名が任期を終了し、うち同じ地域に定住したのは7,214名で、定住率は64.9%となっています。今年度から公表された「直近5年の

＜ 都道府県別任期終了者数と定住率 ＞
近畿圏を抜粋

都道府県名	任期終了者 すべて※ (A)	うち同じ地域 に定住した者 (B)	定住率 (B/A)	直近5年の 定住率
滋賀県	106	62	58.5%	70.8%
京都府	100	59	59.0%	63.4%
大阪府	2	1	50.0%	50.0%
兵庫県	236	147	62.3%	67.9%
奈良県	229	144	62.9%	68.1%
和歌山県	102	67	65.7%	71.0%

※令和5年3月31日までに任期終了した隊員の累計。

定住率」は69.8%でした。

和歌山県では102名が任期を終了しうち同じ地域に定住したのは67名で、定住率は65.7%、直近5年の定住率は71.0%で、定住率はそれぞれ全国平均を上回っています。

(3) 数字で捉えられない地域おこし

制度の肝は、前述のとおり「それぞれの自治体が地域の現況に合わせて地域協力活動を設定すること」です。そして、その地域協力活動によって生じる効果は、数値化できるものよりも、むしろ数値では測りにくいものの方が多いと考えられます。

2025年2月9日に東京ミッドタウンで開催された第8回地域おこし協力隊全国サミットでは「地域おこし協力隊・地域・地方自治体の三方よし」の事例が紹介されました。登壇したある地域代表の方が「地域おこし協力隊が初めて自分の地域にやってきて、地域づくりが身近になり自分ごとになった」とコメントされました。まさに数字にできない地域おこしであるように感じます。



第8回地域おこし協力隊全国サミット
「地域おこし協力隊・地域・地方自治体の三方よし」
登壇者集合写真

協力隊制度では、隊員1名の活動に注目が集まりがちですが、地域の方々の意識が変わり、行動に移し始めることで生まれる地域の小さな変化の積み重ねこそが、より重要な効果であると思います。

4. ネットワーク設立の背景と活動内容

(1) 隊員時代の経験と相談先

多くの協力隊員は、知人のいない土地に移住し、地域協力活動を開始します。私自身、2018年に着任した当時、知人は着任先の地域に一人だけでした。総務省は相談窓口として「地域おこし協力隊サポートデスク」を設けていますが、気軽さという面では、ややハードルが高いように感じていました。

(2) ネットワーク設立の背景

道府県単位のネットワークが存在することを知り、同時期に和歌山県内で活動していた隊員とつながり、自主的に研修会を実施しました。当時は情報交換や意見交換が中心で、活動中の相談も良い意味でできる関係だったように思います。県内に同じ立場の仲間がいることは、任期終了後の地域定着にも少なからず影響を与え、現在進行形で「私も頑張ろう」という励みになっています。

こうした活動が原点となり、中間支援を行うネットワーク組織の必要性を感じていた和歌山県と、同じ思いを持つ協力隊経験者7名が、総務省の「地域おこし協力隊OB・OGネットワークづくり構築事業」を活用し、2022年度の約1年間をかけて、ネットワークが「協力隊隊員」「自治体」「和歌山県」「地域」にとってどのような存在であるべきか協議を重ね、設立に至りました。

(3) ネットワークの目的と活動内容

目的は、「和歌山県内の地域おこし協力隊制度に関するサポートを行うこと」です。組織の名称に「地域おこし協力隊」という言葉が含まれているため、隊員に対するサポートのみと捉えられがちですが、「制度に関する」とあるように、サポートの対象には地域や自治体も含まれています。そのため、解釈の幅は広く、地域おこし協力隊を希望している県外の移住希望者の相談も受け付けています。

現在は、和歌山県内の協力隊員や受入自治体

職員を対象とした研修会プログラムの企画・運営、日々の相談窓口の設置を行い、制度活用をサポートしています。また、自治体が新たに協力隊員を募集・採用する際には、企画立案から募集までの伴走支援も実施しています。

○研修会プログラムの企画・運営



令和5年度
地域おこし協力隊・自治体職員合同研修

『地域おこし協力隊
～地域の課題解決をめざして～』
2023年6月25日放送
広報番組きのくに21



○協力隊員募集採用伴走支援



令和6年度
九度山町地域おこし協力隊受入サポート

甘柿の王様「富有柿」の
産地・和歌山県九度山町で、
未来の柿農家となる
地域おこし協力隊を募集

(https://greenz.jp/2024/09/04/job_kudoyama_kyoryokutai/)



5. おわりに

地域おこし協力隊制度の主役は地域で、協力隊員で、地方公共団体です。私たちサポーターは黒子役です。ネットワークが何をしているのかを知っていただくことよりも、地域おこし協力隊制度を、協力隊員が、自治体が何をしているのかを知っていただくと幸いです。



わかやま地域おこし協力隊ネットワーク
設立記念フォーラム集合写真

注釈：

1) 地域おこし協力隊推進要綱

第3対象(1)「地域おこし協力隊員」④

「地域おこし協力隊員」であった者(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了した者(JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内)又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた者は含めることとする。

2) 地域おこし協力隊推進要綱

第3対象(1)「地域おこし協力隊員」③

地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動を行えなかった隊員(令和元年度から3年度まで

に任用された者に限る。)が、3年を超えて地域協力活動を行うことを希望し、地方自治体が活動期間の延長が必要と認めた場合には、令和元年度から2年度までに任用された者については2年を上限として延長(最長5年)、令和3年度に任用された者については1年を上限として延長(最長4年)することができることとする。

参考：

1) 総務省「地域おこし協力隊～移住・地域活性化の仕事へのチャレンジを支援します!～」(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html)

2) 地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表(https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf)

3) 地域おこし協力隊推進要綱

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000975738.pdf)

4) 総務省「令和5年度地域おこし協力隊の隊員数等について」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000941085.pdf) (2024年4月)

5) 田口太郎「「地域おこし協力隊」は何をおこしているのか? 移住の理想と現実」(2024年6月)